

令和 6 年度立川市教育委員会学校教育の指針について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 15 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

各小中学校が、令和 6 年度教育課程を編成するにあたり指針を示す必要があるため。

令和6年度 立川市教育委員会学校教育の指針（案）

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第3次学校教育振興基本計画」及び「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和6年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

各学校は、市の教育目標や本指針、学習指導要領や生徒指導提要等の趣旨を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定するとともに、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

I 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

（1）教科等横断的な学習

・各教科等で育成する力はもとより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や新たな価値を生み出す豊かな創造性等の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づいて児童・生徒を育成する。

（2）身に付けた力を活用する探究的な学習

・各学校が立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力を明確にし、実生活に関わる探究的な学習や児童・生徒が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実していく。

（3）授業の質的な向上

・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や授業改善のポイントを明示し、授業の質的向上を図る。

・学びの目的や授業のねらいを明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（児童・生徒の学習目標）を示し、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定することで、学びの質を高め、児童・生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けられるようとする。学力の向上を図る。

（4）習熟度別少人数指導や教員の専門性を生かした指導の充実

・算数・数学科、中学校外国語科における習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進する。また、学習集団の特性に応じた指導の工夫及び個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習を取り組む。により、児童・生徒の学力の伸長を図る。

- ・各小学校の高学年において、学校の状況に応じて教科担任制を進める。

(5) 授業時の個に応じた指導

- ・教職員間の情報共有や家庭との連携等により、児童・生徒一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、と状況に応じた指導により、誰ひとり取り残さない個に応じた指導の充実を図る。

(6) 研究や研修の充実

- ・各学校が児童・生徒等の実態を分析し、学校の課題に基づいた研究主題を設定し、校内で組織的に課題の解決に資する研究を推進する。
- ・教職員が、自らの専門性を高めるために東京都教職員研修センターや文部科学省等が主催する研修を主体的に受講し、質の高い教職員集団を構築する。
- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修、理科における実践研修、ICT活用研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。
- ・放課後や長期休業日等を活用した学習機会「地域未来塾事業」等を設定し、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成する。

(7) 理科の実験・観察の支援

- ・指導課は、児童・生徒が科学的な探究を表現したり、実験・観察を行ったりする「小学生科学展」や都立立川高等学校と連携した「中学校夏季科学講座」等を実施する。

(8) 外国語教育におけるコミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動・外国語の授業において、担当教員と外国語指導助手(ALT)とのチーム・ティーチングによる授業を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上と外国語活動・外国語と中学校の外国語科との円滑な接続を図る。
- ・TGG GREEN SPRINGS(立川)を活用し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験させて、英語学習に対する学習意欲を高める。

(9) 外国語教育における教員の指導力の向上

- ・小学校教育研究会外国語部による研究を市内全小学校で共有することや、外国語の指導教諭による授業公開等により、小学校教員の英語指導力向上と及び指導内容の充実を図る。また、中学校においては、授業を英語で行うことを基本とし、生徒の理解の程度に応じた授業を展開する。

(10) ICTを活用した学習活動の充実

- ・タブレットPC等を計画的・効果的に活用し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・児童・生徒が主体的にICT活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・児童・生徒が論理的思考力を身に付けさせるため、プログラミング教育の充実を図る。

(11) ICTを活用した校務改善

- ・校務PC及びタブレットPC等を活用して、学習指導案や及びワークシート、教材等を教員間、学校間で共有する。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 生命を尊重する教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など生命を尊重する教育の徹底を図る。
- ・「SOS を出す力」「SOS を受け止め、支援する力」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、生命と人権を守る教育の徹底を図る。

(2) 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して人権尊重の理念を児童・生徒が正しく理解し、実践する態度を育成する。
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

(3) 道徳教育の推進

- ・小・中学校全校が「生命の尊さ」を内容とした道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域の方との意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。

(4) いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
- ・心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、お互いの違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。
- ・感染症等に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導を徹底する。

(5) 体罰・暴力行為の根絶

- ・体罰は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の心に寄り添った指導を行う。
- ・暴力行為が発生した場合には、根本的解決に取り組むとともに、毅然とした姿勢で指導に臨み、全ての児童・生徒が安全・安心に学校生活を過ごすことができるようとする。

(6) 安全かつ倫理的な SNS 等の活用

- ・外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や SNS 東京ノート等の活用により、大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響を考えるとともに、情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナーを考え、家庭とも連携を図りながら児童・生徒が主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。

(7) 不登校対策のための取組

- ・不登校児童・生徒に対する早期支援の徹底を図る。また、不登校の長期化への対応として、「登校支援シート¹」の作成と活用を図り、関係機関と連携して児童・生徒がもっている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。

¹ 「不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関と情報を共有し、組織的・計画的に支援を行うこと」を目的として、学校が組織的に作成するシート。

- ・教室以外の居場所を学校に設置し、タブレットPC等を活用する等、不登校傾向にある児童・生徒に対し、個に応じたきめ細かい支援を行う。

(8) 伝統文化と国際理解の推進

- ・多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、国際社会において主体的に行動できる児童・生徒の育成を目指すため、各教科等を通して日本及び立川の伝統・文化への理解を深め、異なる文化との相互理解を促進する。

(9) 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実し、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。
- ・電子図書館を活用し、学校や家庭における読書活動を推進する。
- ・市立図書館では、児童・生徒による図書紹介のPOPの展示や、「たちかわ読書ウィーク」でのPOPバトル、市内高等学校と協力してのビブリオバトルを開催し、児童・生徒の図書館活用を推進する。

(10) 持続可能な社会の担い手の育成

- ・SDGsで掲げられている現代社会の諸課題について、「誰ひとり取り残さない」という考え方の下、持続可能な社会の担い手を育成する。
- ・中学生の主張大会、税の作文、人権作文、薬物乱用防止の標語づくりやポスター制作などへの参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を推進し、豊かな心の育成に努める。また、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。
- ・生涯学習推進センターが実施する中学生平和学習派遣事業により、代表の生徒を被爆地である広島に派遣する。平和関連施設の見学や講話等を通して、平和への思いなど学んだこと、自ら考えたことを広く発信し、平和のバトンを未来へつなげる。

3 体力の向上と健康づくりの促進

(1) 体力向上のための教育活動の充実

- ・東京都統一体力テストの結果や日頃の児童・生徒の体力に関する実態等について検証し、「授業改善推進プラン」を活用した授業改善に取り組む。また、一校一取組運動等の取組を充実させる。

(2) 専門的な技能を有する人材を生かした指導の活用

- ・東京女子体育大学や地域に拠点を置くプロスポーツチーム等と連携した体育授業の実施や運動部活動への支援を行う。その取組において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を招聘し活用し、児童・生徒の運動への興味・関心を高め、基礎的・基本的な運動能力技能や、より高度な技能の向上を図る。

(3) 健康教育の推進

- ・体育、保健体育科の保健分野及び技術・家庭の家庭分野等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」や「性教育」の充実を図る。

(4) 基本的な生活習慣の定着

- ・「早寝、早起き、朝ご飯」など生活リズムを整えることや家の手伝いなど、家庭における児童・生徒の役割を明確にするとともに、学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策等、日常的な取組を継続する。

- ・感染症等の影響による児童・生徒のストレスを鑑み、心身のケアを図る。

(5) 安全・安心な給食の提供

- ・学校給食課は、国「学校給食摂取基準」や「立川市学校給食衛生管理基準」などに基づき、学校給食共同調理場から栄養バランスを考慮した献立で安全・安心な給食を提供する。

(6) 食物アレルギー対応の徹底

- ・「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針（令和4年10月改正）」や「食物アレルギー対応実施手順書」等に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業などの食物アレルギー対応を徹底し、食物アレルギーがある児童・生徒に安全・安心な給食を提供する。
- ・学校給食課と学務課で連携し、食物アレルギー事故の防止や緊急時の対応などについて知識及び対応力を習得するため、教員等を対象とした食物アレルギー対応研修を実施する。

(7) 食育の推進

- ・学校給食共同調理場における食に関する年間指導計画に基づき、児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、学校給食課の栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・食育リーダーを中心に、小学校の生活科や家庭科、中学校の技術・家庭の家庭分野等における学習との関連を図り、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

(8) 地元農産物の使用拡大

- ・学校給食課は、農家と農協、産業振興課、学校給食課の4者協議や学校給食課の栄養士と給食部会農家との実務者レベルでの打ち合わせを実施し、学校給食における地元農産物の使用量拡大に向けた取組を進める。

II 教育支援と教育環境の充実

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

(1) 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、就学支援シート及びサポートファイル²の活用を促進する。
- ・教育支援課は、利用者にとって分かりやすく負担感も少ない就学相談となるよう改善を図るとともに、就学後、校内委員会等の相談支援体制を機能させ、継続的に教育相談・支援を図る。

(2) 就学前機関から小・中学校間の接続

- ・中学校区における通常の学級と特別支援学級との連携を実態に応じて進める。また、就学前機関と小学校間の接続も円滑にしていく。

(3) 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・学校経営計画及び学校の教育課程に特別支援教育の取組を明示する。
- ・校内委員会の役割等を明確にし、併せて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育コーディネ

² 子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子、医療や療育の記録などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小・中学校へ入園・入学する際や、医療機関や相談機関等で子どもの相談をする際などに担当者に、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができる。

ーターとして参加することにより、校内委員会を充実させる。

- ・ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援の工夫について、学校・保護者・関連機関全体で共通理解を図り、実践する。

(4) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画の活用

- ・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を作成・活用し、小・中学校間及び特別支援学校高等部等に円滑に引継ぐ。

(5) 多様な教育の場の整備及び充実

- ・小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図る。
- ・通常の学級、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級において授業改善への取組を行い、発達障害のある児童・生徒に対する切れ目ない支援体制を充実させる。
- ・指導課や教育支援課は、特別支援学級の教育課程編成に向けての技術的支援や、介助の必要な児童・生徒の学校生活支援シート等の作成支援を充実させる。

(6) 教員の専門性向上

- ・小・中学校教員の特別支援教育に関する理解を深め、さらなる支援の充実に向けて、特別支援学校及び大学との連携による専門性向上プラン等により特別支援学級等教員の授業力向上を図る。
- ・学校全体での合理的配慮の充実に向け、特別支援教育に関わる教員の免許状取得を推進する。

(7) 巡回相談の充実

- ・教育支援課は、学校からの要請に基づき、教育相談員（心理職）及び専門家（言語聴覚士）を派遣し、学校を支援する。

(8) 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

- ・教育支援課は、特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、情報交換の場を設ける。

(9) 特別支援学校との連携

- ・教員研修や就学相談に特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、特別支援学校との連携により専門性向上プランを充実させる。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援についての理解を促進し、学校での適切な支援につなげる。

(10) 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

- ・必要な支援を継続できるよう、中学校卒業後の進路先と緊密に連携する。

(11) 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・特別支援教育のさらなる充実を図るため、教育委員会、庁内の子育て支援・健康・福祉関係課、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等で構成する特別支援教育連絡会や、その他関係機関との情報交換や協議を通じて、途切れすぎ間のない連携及び支援体制を構築する。

(12) 交流及び共同学習の推進

- ・各校の実態に応じて交流及び共同学習の内容の充実を図りつつ、学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育に関する児童・生徒及び保護者の理解を深める。

(13) 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況や、地域指定校³の実態に合わせた副籍制度⁴を実施する。

(14) 保護者・市民等への理解啓発

- ・教育支援課は、特別支援教育の推進及び理解啓発のため、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携した特別支援教育講演会等を開催する。
- ・教育委員会は、リーフレットの作成、広報紙の活用等により、特別支援教育に関する情報を市民へ発信する。

5 学校運営の充実

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の活用を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通じ、児童・生徒等が抱える課題の解消を図る。

(2) 不登校児童・生徒への支援

- ・ケース会議⁵等を必要に応じて実施し、不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等の取組の支援を検討する。
- ・教育支援センターは、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援や、学習指導・教育相談等、在籍校や関係機関等と連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行う。
- ・教育支援センターが作成する個別の指導記録を在籍校と共有し、登校支援シートの作成を支援する。
- ・教育支援センターにおけるICT機器の活用による遠隔支援や不登校等対応チームの活用を推進し、不登校児童・生徒の登校支援及び社会的自立に向けた取組の充実を図る。

(3) 「学校における働き方改革」の推進

- ・一定期間以上の学校閉学日を夏季休業期間等で設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。
- ・学務課は、教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。
- ・校務支援システムやタブレットPCの活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、夜間等における電話応対の音声案内の活用など、教職員の働き方に関する意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。

(4) 教職員への業務負担の軽減

- ・学校支援員、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、中学校部活動指導員、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。

(5) 私費会計事務の機能強化

- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校微収金ガイドライン」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。

³ 副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒が副次的に籍を置く地元の小・中学校のこと。

⁴ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自宅を学区域とする地元の小・中学校に副次的に籍を置き、様々な交流を図る制度。

⁵ 学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。

- ・私費会計事務の執行責任者は校長であることを改めて認識し、校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

(6) 学校給食費の公会計化の実施

- ・令和5年度から公会計化している学校給食費の会計事務を教育委員会と学校とで連携して実施する。

6 教育環境の充実

(1) 計画的な学校施設の改修

- ・教育委員会は、公共施設再編個別計画に基づき策定された立川市前期施設整備計画に沿って、児童・生徒の安全面を考慮しながら、建替及び改修等の施設整備を進める。

(2) 学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムの運用

- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保を行うとともに、学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムを活用し校務事務の効率化を進める。
- ・学務課は、システムの円滑な運用のため、ヘルプデスクや校務支援センター等により教職員の支援を行う。

(3) 児童・生徒の一人1台タブレットPC活用等の環境整備

- ・一人1台タブレットPCや令和5年度より順次導入している電子黒板等を効果的に活用して、児童・生徒の学習活動の充実を図る。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) 地域と連携した学校づくりの推進

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁶と地域学校協働活動⁷が一体となり、学校運営を推進する。
- ・授業や学校行事の積極的な公開や学校支援ボランティアの活用を推進する。また、学校ホームページを活用し、きめ細かく保護者や市民へ情報を発信する。

(2) 「立川市民科」の充実

- ・地域に根ざした探究的な学習を展開させるため、地域の特色を生かし、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の協力を得て、自然環境や施設等の地域環境を生かした学習を推進する。

(3) よりよい社会づくりに向けた取組の推進

- ・立川市民科の実践を発表する機会を設け、広く市民へ周知し理解を求める。また、地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む機会として、立川市民科公開講座を実施する。

(4) 自己実現への意欲・態度の育成

- ・キャリア教育全体計画に基づき、児童・生徒が自己の生き方やキャリア形成を考える機会を設定し、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培う。

⁶ 地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える仕組み。

⁷ 地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とした活動。

- ・「立川夢・未来ノート⁸」を年間指導計画に年間3回以上位置付け、計画的に活用する。

(5) 職業観・勤労観の育成

- ・中学生の職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

(6) 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民、近隣大学等との連携・協力体制の構築をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し、地域人材を活用するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として「地域学校協働活動事業」を実施し、地域による学校支援を組織的に展開する。

(7) クラブ活動や部活動の地域との連携

- ・クラブ活動や部活動ガイドラインを遵守した部活動を大学や関係団体等と連携して実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する生徒の資質や能力を高める。

(8) 休日部活動の地域連携・地域移行

- ・休日部活動の地域連携・地域移行に向け、学識経験者や地域関係団体、保護者、校長、市職員等で構成する「中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討委員会」において、部活動の地域連携・地域移行の在り方や取組の方向性等について検討し、段階的に取り組んでいく。

8 幼保小中連携の推進

(1) 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・義務教育9年間の発達や学びの連続性を見通した教育課程の円滑な接続を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において、円滑な接続に向けた推進方法や学校経営方針等を共有する。

(2) 幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。
- ・未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善を進める。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

(1) 安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

(2) 登下校の安全対策

- ・シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学務課は、学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小

⁸ 児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的とした取組。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるよう作成する。

学区に設置した防犯カメラの維持、管理を行うとともに、設置場所の見直しを定期的に行う。

- ・「通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施し、学務課はその結果を取りまとめて周知する。

(3) 自然災害についての知識の習得や自然災害への対応

- ・児童・生徒が災害に対する知識・理解を深め、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力を発揮できるよう に家庭とも連携した取組を推進する。
- ・学校で実施する避難訓練や防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

(4) 危機管理マニュアルの改善

- ・危機管理マニュアルに基づき、校内で組織的な対応を図るとともに、マニュアルは常に評価・改善を行う。
- ・危機管理マニュアルの内容は、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、地域全体で児童生徒等の安 全確保に向けた取組を推進する。